

収納事故防止の徹底について

会計室 (R3.10.12)

公金の収納事務に当たっては、誤りのないよう、日頃から細心の注意を払い対応していただいているところですが、今年度は下記のとおり、窓口でのお釣りの渡し間違いなどによる収納事故（収納金の過不足）が増加しています。

収納金も釣銭資金も大事な公金であることを常に意識し、より一層の注意を払い、確実な収納事務を行っていただくよう、お願いいたします。

記

1 収納事故件数

年度	件数	内訳
令和元年度	3件	・過大収納 1件 400円 ・過少収納 2件 合計 11,000円
令和2年度	2件	・過大収納 1件 10,000円 ・過少収納 1件 1,000円
令和3年度（9月末現在）	6件	・過大収納 2件 合計 3,000円 ・過少収納 4件 合計 2,850円

2 収納事故の事例と対応策

【事例】① 終業時に窓口収納金の点検を行ったところ、レジスター内の収納金が500円不足していた。窓口が混雑していた際に、確認不足による釣銭の渡し間違いがあったと思われる。

② 窓口収納金の午後の点検を行ったところ、レジスター内の収納金が1,000円多かった。納入者から5,000円札又は10,000円札を預かった際、釣銭を1,000円少なく渡してしまったことが考えられる。

【対応策】① 現金を預かるときや釣銭を渡すときは、トレーを使用し、必ず金額を声に出して納入者と一緒に確認する。

② 預かった現金や釣銭に紙幣があるときは、納入者の目の前で1枚1枚数えて確認する。新札の場合は、重なっていないか特に注意する。

③ 窓口が混雑するときは、担当以外の職員も対応できるよう、日頃から協力体制を整えておく。

3 臨時出納員検査等の実施

今年度上半期に収納事故のあった所属のうち、今年度下半期に出納員検査の対象となっている所属については当該検査において収納事故に係る検査項目を重点に検査することとし、それ以外の所属については収納事故に係る検査項目を主眼とした臨時の出納員検査を12月までに実施する。